

農業委員会法第7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年度調布市農業委員会活動指針

令和5年3月16日

調布市農業委員会

地域農業者の代表、地域の世話役として行動する農業委員を目標に、以下の視点にたって標記指針を定め、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会法の目的に資するものとする。

## 1 基本方針

調布市の農業は、市民が望む新鮮で安全・安心な野菜や果実、花きなどを提供することを主な目的としている。地方に比し経営面積は小さいが多くの品目を生産するという、調布の特性を活かした農業経営が幅広く展開され、生産面での様々なチャレンジを行うなど、農業の活性化に向けた積極的な取組を行っている。

また、農地は、市民に作物を提供するだけでなく、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれると同時に、防災面では災害時の避難場所として市民の生命と安全を守る場としての役割を担うほか、環境学習や食育教育、伝統文化の継承など多面的な機能も併せ持っている。

平成29年には「都市緑地法」の一部改正により農地が緑地の一部となり、都市計画運用指針では「都市農地」は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけが転換された。

また、生産緑地法の一部改正による特定生産緑地制度が平成30年4月に施行され、市では令和2年4月から特定生産緑地指定の申請受付を開始し、農業委員会も手続きに関する説明や農地の見回り等に注力している。

一方、都市における農業の重要性がますます増大する中、農業従事者の高齢化や後継者問題、相続税支払いに伴う農地売却による耕作面積の縮小など、農業を巡る環境は、大変厳しいものとなっている。都市化の進展に伴う近隣地への農薬の飛散、環境負荷に配慮した有機肥料使用に係る臭気の問題などにより周辺住民からの苦情等も寄せられている。

このような情勢を受けて、令和5年度の農業委員会活動については、「行動する農業委員の活動」を推進するとともに、引き続き特定生産緑地の指定促進、生産緑地の貸借の活性化、遊休農地の発生防止及び農地制度の周知に積極的に取り組んでいくこととする。

## 2 活動計画等

### (1) 「行動する農業委員の活動」の推進

農業委員会活動や生産緑地の状況把握、日常的な相談活動など農業

者の支援活動の充実を図るとともに、各種研修会や講習会に参加し委員の資質向上を目指す。

- ① 引き続き特定生産緑地への指定促進を目指す。
- ② 農業委員の活動記録をカードに記載することにより、活動の記録化を徹底する。
- ③ 農業委員は、農業経営者クラブの運営委員でもあることから、クラブの活動を支援し育成する。

(2) 農地等の利用の最適化を推進する活動

農業委員会法に位置づけられている「農地等の利用の最適化を推進する活動」に具体的な取り組み目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員による地域活動を進める。

- ① 農地利用状況調査等を通じて、情報提供を充実させ、農地の肥培管理徹底を図る。
- ② 優良農地の確保・保全のため生産緑地の再指定を含めた追加指定を促進するとともに、適切な肥培管理の指導に努める。
- ③ 生産緑地制度や相続税納税猶予制度など都市農地を守る制度について周知を図る。
- ④ 「都市農地貸借円滑化法」を活用し、営農可能な農業者への貸借を促進する。 など

(3) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

上記(2)の取り組みを通し、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年1月)	127.4ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和7年1月)	127.4ha	0ha	0%
目 標 (令和10年1月)	127.4ha	0ha	0%

(4) 情報活動の推進

新たな農地関連制度を的確に伝え、より一層の理解を図るため、「農業委員会だより」等で積極的に情報を発信していく。

- ① 農地管理や農業経営相談等を日常活動として実施し、農家の支援に努める。

また、「農業委員会だより」を発行し、農地管理の必要性や農業関連情報を農家に提供し、農業の啓発に努める。

- ② 調布市及びマインズ農業協同組合、生産者団体等で組織する農業まつり実行委員会に参画し、農業相談等を通じて、市民の農業に対する関心を深める。
- ③ 農業委員活動の充実を図るため、国や東京都の農業振興施策の動向等に関する研修会へ勉強会を開催する。
- ④ 生産緑地法などをはじめとする農業関連法令改正等に関する情報提供を積極的に行う。

#### (5) 認定農業者等の支援活動

関係機関と協力し、人材の確保・育成、技術支援、情報提供等を行う。

- ① 意欲ある農業の担い手確保のために、多くの認定農業者の認定と相談会の開催など、育成支援策に力を注ぐ。
- ② 懇談会や地域での会合等を通じて認定農業者等に情報の提供を行うとともに意見の集約を行う。

#### (6) 地域農業の確立に向けた活動

農業・農産物を内外に広くPRし、地産地消を推進するとともに、都市農業の発展に努める。

- ① 地産地消・食育を推し進め、市民が望む新鮮で安全かつ安心な農産物を提供する。
- ② 環境にやさしい農業を推進するため、減農薬や有機肥料等の利用促進を図る。

#### (7) 農政活動の推進

都市農業の維持保全と振興施策の推進のため、東京都農業会議をはじめ、他区市町村農業委員会、国、都と連携・協働し、新たな施策展開を進める。

- ① 都市農業の持続的発展を図るため、安定した農業経営の確立に向けた財政的支援を関係機関に要請する。
- ② 都市農業育成を推進するため、農業施策の充実を図るよう関係各機関へ要望する。
- ③ 調布市、東京都、東京都農業会議、北多摩地区農業委員会連合会、マインズ農業協同組合、他区市町村農業委員会及び関係団体などと連携し活動する。